

令和5年8月23日

会員各位

一般社団法人東京都トラック協会
会長 浅井 隆

改正労働安全衛生規則等の周知について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、東ト協の事業各般にわたり、種々御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則が改正され、「昇降設備の設置」「保護帽の着用」の適用範囲の拡大、「テールゲートリフター操作に係る特別教育」の義務化、「運転位置から離れる場合の措置」の一部が適用除外となりました。

「昇降設備の設置」「保護帽の着用」及び「運転位置から離れる場合の措置」の規定は令和5年10月から、「特別教育」については令和6年2月から施行されます。

主な改正点は、荷役作業時の「昇降設備の設置」「保護帽の着用」については、これまで最大積載量5 t以上の貨物自動車を対象としていましたが、新たに最大積載量2 t以上5 t未満の貨物自動車も対象となり、「運転位置から離れる場合の措置」については、運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。

さらに、テールゲートリフターの操作者に対し、「特別教育」として、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る教育が必要となります。

つきましては、労働災害を防止するために、作業される方々に対して周知徹底をお願いいたします。

改正内容に関するパンフレット等を添付いたしますが、詳細につきましては、労働基準監督署等へお問い合わせください。

敬具